

群星寮入寮生の状況 ~令和2年5月1日~



入寮生の内訳

1年生	40名	(男子18名、女子22名)	合計107名 (男子53名、女子54名)
2年生	34名	(男子20名、女子14名)	
3年生	33名	(男子15名、女子18名)	

出身中学内訳

	計	1年	2年	3年
○伊江村	17名	(6)	(4)	(7)
○伊平屋村	9名	(2)	(3)	(4)
○伊是名村	2名	(2)	(0)	(0)
○南大東村	13名	(4)	(5)	(4)
○北大東村	14名	(8)	(3)	(3)
○渡嘉敷村	4名	(2)	(1)	(1)
○座間味村	4名	(0)	(2)	(2)
○粟国村	6名	(1)	(2)	(3)
○多良間村	10名	(4)	(2)	(4)
○竹富町	13名	(6)	(4)	(3)
○与那国町	9名	(5)	(3)	(1)
○久米島町	1名	(0)	(1)	(0)
○宮古島市	1名	(0)	(1)	(0)
○石垣市	1名	(0)	(1)	(0)
○沖縄本島	3名	(0)	(2)	(1)

合計 17市町村 107名

進学高校内訳

	計	1年	2年	3年
○宜野湾高等学校	1名	(1)	(0)	(0)
○那覇高等学校	12名	(2)	(4)	(6)
○小禄高等学校	16名	(7)	(3)	(6)
○那覇西高等学校	16名	(7)	(3)	(6)
○那覇国際高等学校	5名	(1)	(2)	(2)
○那覇商業高等学校	12名	(4)	(6)	(2)
○豊見城高等学校	7名	(2)	(3)	(2)
○那覇工業高等学校	8名	(4)	(3)	(1)
○首里高等学校	6名	(2)	(2)	(2)
○浦添高等学校	5名	(1)	(4)	(0)
○南風原高等学校	4名	(0)	(1)	(3)
○南風原高校支援学校	1名	(1)	(0)	(0)
○浦添工業高等学校	5名	(3)	(1)	(1)
○沖縄工業高等学校	4名	(3)	(1)	(0)
○真和志高等学校	1名	(1)	(0)	(0)
○南部農林高等学校	2名	(1)	(0)	(1)
○南部工業高等学校	1名	(0)	(0)	(1)
○昭和薬科大付属高等学校	1名	(0)	(1)	(0)

合計 18校

【最も遠いのは南部工業高校学校 (バス約60分)】

日課

○起床	6:00
○点呼	6:10
○開門	6:15
○朝食	6:00~ 7:30
○出寮	6:15~ 8:00
○夕食	18:00~21:00
○学習	20:00~22:00
○門限	21:00
○自由	22:00~23:00
○消灯	23:00
※ 入浴時間及び洗濯時間	6:00~23:00
(ただし、学習時間を除く)	
※ 毎週金曜日	21:20~22:00
は、全体清掃	

管理体制

○舎監等職員が、24時間、2名以上で勤務します。

沖縄県内所在寄宿舍一覧(沖縄県及び名護市設置)

○沖縄県 県立高等学校寄宿舍一覧

名称	所在地	部屋数	収容定員
辺土名高等学校 北星寮	大宜味村	50	50
北山高等学校 学寮	今帰仁村	40	80
名護高等学校 学生寮	名護市	36	72
宜野座高等学校 青雲寮	宜野座村	9	18
沖縄工業高校 学寮	那覇市	12	24
向陽高等学校 凶南寮	八重瀬町	50	100
開邦高等学校 青藍寮	南風原町	102	204
沖縄水産高等学校 黒潮寮	糸満市	52	104
八重山農林高等学校 寄宿舍	石垣市	8	16
八重山商工高等学校 学寮	石垣市	16	32
八重山高等学校 学寮	石垣市	30	60
合計		405	760

○沖縄県立離島児童生徒支援センター

名称	所在地	部屋数	収容定員
沖縄県立離島児童生徒支援センター 群星(むるぶし)寮	那覇市	120	120

○名護市県立高等学校北部合同寄宿舍

名称	所在地	部屋数	収容定員
名護市県立高等学校北部合同寄宿舍 さくら寮	名護市	60	60

出典:

県立高等学校寄宿舍一覧…県立学校教育課よりデータ提供
さくら寮…名護市県立高等学校北部合同寄宿舍運営協議会
よりデータ提供

高等学校設置に係る制度上の主要要件

要件	高等学校設置基準	高等学校通信教育規程								
校舎の面積	<p>第十三条 校舎の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は学科の種類にかかわらず、次の表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="490 411 1186 571"> <thead> <tr> <th>収容定員</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一二〇人以下</td> <td>1200</td> </tr> <tr> <td>一二一人以上四八〇人以下</td> <td>1200+6×（収容定員-120）</td> </tr> <tr> <td>四八一人以上</td> <td>3360+4×（収容定員-480）</td> </tr> </tbody> </table>	収容定員	面積（平方メートル）	一二〇人以下	1200	一二一人以上四八〇人以下	1200+6×（収容定員-120）	四八一人以上	3360+4×（収容定員-480）	<p>第八条 通信制の課程のみを置く高等学校（以下「独立校」という。）の校舎の面積は、一、二〇〇平方メートル以上とする。ただし、次条第四項の規定により、他の学校等の施設を兼用する場合又は地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。</p>
収容定員	面積（平方メートル）									
一二〇人以下	1200									
一二一人以上四八〇人以下	1200+6×（収容定員-120）									
四八一人以上	3360+4×（収容定員-480）									
運動場の面積	<p>第十四条 運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、八、四〇〇平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>国の規定なし <i>（沖縄県私立高等学校通信制課程審査基準では、実験・実習等のための施設及び体育の授業に必要な運動場又は体育館を備えることとする旨規定。）</i></p>								
校舎設置 校舎に備えるべき施設	<p>第十五条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 教室（普通教室、特別教室等とする。） 二 図書室、保健室 三 職員室 <p>2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。</p>	<p>第九条 実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 教室（普通教室、特別教室等とする。） 二 図書室、保健室 三 職員室 <p>2 前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。</p> <p>3・4 （略）</p>								
その他の施設	<p>第十六条 高等学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>国の規定なし <i>（沖縄県私立高等学校通信制課程審査基準では、実験・実習等のための施設及び体育の授業に必要な運動場又は体育館を備えることとする旨規定。）</i></p>								
他の学校等の施設及び設備の使用	<p>第十八条 高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。</p>	<p>第十一条 実施校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。</p>								

要件	高等学校設置基準	高等学校通信教育規程
校長等	(学校教育法) 第六十条 <u>高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。</u>	
教職員	<p>第八条 <u>高等学校に置く副校長及び教頭の数は当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は当該高等学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。</u></p> <p>2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることができる。</p> <p>3 高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。</p>	<p>第五条 <u>実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。</u></p> <p>2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。 (<u>沖縄県私立高等学校通信制課程審査基準では、国基準に加え、生徒数に応じて教員を配置することとする旨規定。</u>)</p>
養護教諭等	第九条 <u>高等学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。</u>	国の規定なし
実習助手	第十条 <u>高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。</u>	国の規定なし
事務職員の数	第十一条 <u>高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。</u>	第六条 <u>実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。</u>
生徒数	国の規定なし	第四条 <u>実施校における通信制の課程に係る収容定員は、二百四十人以上とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。</u>
授業毎	第七条 <u>同時に授業を受ける一学級の生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。</u>	国の規定なし (<u>沖縄県私立高等学校通信制課程審査基準では、同時に面接指導を受ける生徒数は1教室40人以下とする旨規定。</u>)